

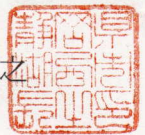
湖西市告示第183号

地方税共同機構に特定収納事務を行わせる歳入等について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第二項の規定により、以下の歳入等の収納の事務（以下、特定収納事務）を地方税共同機構に行わせることとしたのでこれを告示する。

令和8年9月11日

湖西市長 田内 浩之



- 1 特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日 令和8年9月24日
- 2 特定収納事務に係る歳入等
 - ・ 地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に基づく政令に定める方法により納付されるもの
 - ・ 手数料、負担金、寄附金
 - ・ 使用料、雑入
 - ・ 財産運用収入、財産売払収入